

## 東近江行政組合職員の退職手当の支給等に関する規則

平成18年3月22日  
東近江行政組合規則第4号

改正 平成21年10月9日 規則第6号

(趣旨)

**第1条** この規則は、東近江行政組合職員の退職手当に関する条例（昭和58年中部地域消防組合条例第5号。以下「条例」という。）に基づき東近江行政組合職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

**第2条** 条例第7条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等

(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた条例第7条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等が

ある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

**第3条** 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第4号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第7条の4第2項及び次条の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(職員の区分)

**第4条** 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

**第5条** 第4条(第3条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当

該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- 2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（第6条—平21規則6・削除）

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（東近江行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第3号。以下「改正条例」という。）付則第3項の規定により読み替えて適用する第2項に規定する規則で定める額）
- 2 改正条例付則第3項の規定により読み替えて適用する第2項に規定する規則で定める額は、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者が、職員として在職していたものとみなした場合に、その者が条例の施行の日の前日において受けるべき給与月額とする。  
（改正条例第5項の規定により読み替えて適用する第4項に規定する規則で定める額）
- 3 改正条例付則第5項の規定により読み替えて適用する第4項に規定する規則で定める額は、前項に規定する給与月額とする。

#### 付 則（平成21年10月9日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の職員の退職手当の支給等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	対 応 す る 職 員
第1号	平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東近江行政組合職員の給与に関する条例 (昭和47年中部地域消防組合条例第19号) (以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の東近江行政組合職員の給与に関する条例」という。) の別表第1の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第2号	平成8年4月以後平成18年3月以前の東近江行政組合職員の給与に関する条例の別表第1の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第3号	平成8年4月以後平成18年3月以前の東近江行政組合職員の給与に関する条例の別表第1の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第4号	平成8年4月以後平成18年3月以前の東近江行政組合職員の給与に関する条例の別表第1の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第5号	平成8年4月以後平成18年3月以前の東近江行政組合職員の給与に関する条例の別表第1の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
第6号	第1号区分から第5号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	対 応 す る 職 員
----	-------------

第1号	平成18年4月以後適用されている東近江行政組合職員の給与に関する条例 (以下「平成18年4月以後の東近江行政組合職員の給与に関する条例」とい う。)の別表第1の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であっ たもの
第2号	平成18年4月以後の東近江行政組合職員の給与に関する条例の別表第1の 適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第3号	平成18年4月以後の東近江行政組合職員の給与に関する条例の別表第1の 適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第4号	平成18年4月以後の東近江行政組合職員の給与に関する条例の別表第1の 適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号	平成18年4月以後の東近江行政組合職員の給与に関する条例の別表第1の 適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第6号	第1号区分から第5号区分までのいずれの職員の区分にも属しないことと なる者